参考資料２

環境省
Ministry of the Environment

瀬戸内海環境保全特別措置法及び基本計画の点検について

令和８年11月
環境省 海洋環境課　海域環境管理室

瀬戸内海環境保全特別措置法の一部改正（令和3年6月）

環境省

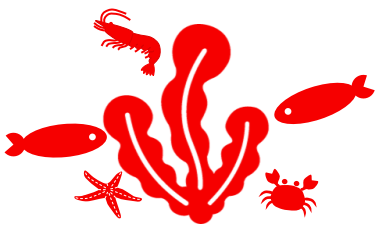
「気候変動」の観点を基本理念に加えるとともに、新しい時代にふさわしい「里海」づくりを総合的に推進



栄養塩類の「排出規制」一辺倒から きめ細かな「管理」への転換

地域ごとのニーズに応じて一部の海域への栄養塩類供給を可能とする「栄養塩類管理制度」の創設により、多様な水産資源の確保に貢献

- 関係府県知事が栄養塩類の管理に関する計画を策定できる制度を創設し、周辺環境の保全と調和した形で一部の海域への栄養塩類の供給を可能にし、海域や季節ごとに栄養塩類のきめ細かな管理を行います。
- 「規制」中心の従来の水環境行政から「きめ細かい管理」への転換を図ることにより、生物多様性の恩恵としての、将来にわたる多様な水産資源の確保に貢献します。



温室効果ガスの吸収源ともなる 藻場の再生・創出を後押し

再生・創出された藻場・干潟も保全地区として指定可能とすることで、生物多様性保全やブルーカーボンとして期待される藻場創出にも貢献

- 過去の開発等により減少した自然の砂浜等を守るための制度である自然海浜保全地区の指定対象を拡充し、再生・創出された藻場・干潟等も指定可能とします。
- これにより、地域における環境保全活動を促すとともに、温室効果ガスの吸収源、いわゆるブルーカーボン（海洋生態系による炭素固定）としての役割も期待される藻場の保全を進めます。



瀬戸内海を取り囲む地域全体で 海洋プラごみの発生抑制を推進

内海であるため沿岸域での取組が特に重要な瀬戸内海において海洋プラごみ等の発生抑制対策を国と地方公共団体の責務に

- 瀬戸内海においては、海洋プラスチックごみを含む漂流ごみ等の大半が沿岸域からの排出とされており、沿岸域での対策が進めば、状況が大幅に改善する可能性があります。
- このため、国と地方公共団体が連携し、海洋プラスチックごみ等の除去・発生抑制等の対策を行うことで、地域をあげて生態系を含む海洋環境の回復に貢献します。

改正瀬戸法等の施行状況に係る点検の背景

- 瀬戸内海環境保全特別措置法（瀬戸法）は令和４年に改正法が施行され、栄養塩類管理制度等が新たに導入された。また、同年2月には同法に基づく基本計画も変更された。
- 改正法施行後および基本計画策定後それぞれ5年を経過した段階で、改正された制度の施行状況や施策の進捗状況について点検を行うことが求められている。

令和４（2022）年度

- **改正瀬戸内海環境保全特別措置法施行**
  （栄養塩類管理、藻場干潟の再生・創出促進、海プラ対策、気候変動の観点）
- **瀬戸内海環境保全基本計画の変更**
  （計画期間：10年、点検：策定から５年後）

※改正法附則第３項
政府は、この法律の**施行後５年**を経過した場合において、この法律による改正後の規定の**施行の状況について検討**を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

※基本計画序説
この計画の期間は**概ね10 年**とする。また、**策定時から概ね５年ごと**に、本計画に基づく施策の進捗状況について点検を行うものとし、必要に応じて見直しを行うものとする。

概ね５年後

令和８～９（2026～2027）年度

- 瀬戸内海環境保全小委員会（瀬戸小委）の設置
- 改正瀬戸法の**施行状況に係る点検**
- **基本計画の点検**、指標のフォローアップ